

令和8年9月3日会議概要

第1 日時

令和8年9月3日（木）午前9時10分から午後0時10分までの間

第2 出席者

池坊委員長、森委員、森田委員、在田委員、野瀬委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、情報通信部長等

《書記 総務課公安委員会補佐室長、同室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

(1) 警察職員の援助要求の決裁（8月24日、8月26日）

委員から、「8月24日、8月26日、警察法第60条第1項に基づく警察職員の援助要求に対して、特別派遣を決定した。」旨、報告があった。

(2) 京都保護司選考会出席（9月2日）

委員から、「新任保護司と再任保護司、それぞれの選考を行った。選考会では、『京都は女性保護司の割合が31%以上で全国平均を上回っていること、区ごとの充足率に偏りはあるものの全体としては充足していること、今後保護司や更生保護ボランティアの活動を周知する取組を強化していく方針であること』等の説明を受けた。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 広報用写真コンクールの投票結果等について

総務部長から、先日審査が行われた広報用写真コンクールの審査結果について報告があり、上位20作品については、警察庁主催のコンクールへ出品すること、ホームページやSNSなど各種広報用資料で活用することなどについて説明があった。

委員から「毎年、力作が揃い、素晴らしい作品が多数出品されている。今後も更なるレベルアップを期待している。」「生き生きとした写真を多くの人に見ていただくことにより、警察官を志望するきっかけに繋がってほしい。」旨、発言があった。

(2) 令和8年上半期中の懲戒処分等の状況について

警務部長から、令和8年上半期中の懲戒処分等の状況について報告があった。

京都府警察における監督上の措置を含めた処分者数は昨年と同数であったものの、8月末現在の懲戒処分者数は昨年1年間の懲戒処分者数と同数に達したこと、全国的な傾向として30歳代以下の処分者が全体の65%と多く、京都府警察でも監督上の措置を含めると30歳代以下の処分者は約60%弱と多いこと、引き続き年齢、業務、性別等職員個々の特性に応じた非違事案防止対策を進めるとともに職場における心理的安全性を確保した適切な若手育成の取組等を通じて非違事案防止に努めることについて説明があった。

委員から、「懲戒処分者数が8月時点で昨年1年の数に達したことは、事実上の非常

事態宣言と言える。各所属に対し非常に厳しい現状であることを周知徹底し、職務執行をはじめ私生活も含めて、個々の職員が見直すよう呼びかけることが重要である。」
「監督上の措置を含めた処分者が、京都府警察でも30歳代以下が約60%を占めているので、若手への的確な指導・教養が重要である。」旨、意見があった。

(3) 令和8年度全国通信指令・無線通話技能競技会（予選）への出場について

地域部長から、本年9月9日及び10日に警察大学校で開催される令和8年度全国通信指令・無線通話技能競技会（予選）へ出場する旨、報告があった。

予選出場チームは、中小規模府県警察及び皇宮警察の計39チームで、4グループに分かれて競技を行い、各グループの上位2チームが11月12日に開催される本選に進出すること、競技内容は110番通報等に基づいて初動捜査に必要な無線指令や現場からの報告等を行い、被疑者を検挙するまでの対応を行うことについて説明があった。

委員から、「実務に即した訓練を通じて実力を高めていただきたい。」旨、発言があった。

(4) 「令和8年秋の全国交通安全運動」の実施について

交通部長から、本年9月21日から同月30日までの間、「令和8年秋の全国交通安全運動」を実施する旨、報告があった。

「秋空に 無事故を誓う 京のまち」をスローガンに、期間中、歩行者の安全確保、夕暮れ時の早めのライト点灯、飲酒運転・「ながらスマホ」の根絶、自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守等に重点をおいて交通安全運動に取り組むこと、9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」として通学時間帯に合わせて、各署が一斉に交通事故実態を勘案した活動を実施することについて説明があった。

委員から、「今回の運動の重点に、生活道路の法定速度制限については盛り込まれていないのか。」旨質問があり、交通部長から、「全国統一の重点には定められていないが、京都府内の各署への指示には盛り込んでいる。」旨回答があった。

委員から、「京都府内の交通事故による高齢者の死亡割合が全国と比べて低いというのは、特別な活動をしているのか。」旨質問があり、交通部長から、「昨年、高齢者の交通事故が多発したことを受け、家庭訪問や「ミニ広報紙」等で高齢者に対する啓発に力を入れた成果と考える。」旨回答があった。

(5) 京都府警察職員の特別派遣について

警備部長から、警察法第60条第1項に基づく援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(6) 令和8年熊本地震における特別派遣について

警備部長から、令和8年熊本地震の9月1日現在の被害状況、同地震に伴う警察法第60条第1項に基づく援助要求で派遣された当府警察職員の活動状況等について報告があった。

また、新たな援助要求に対して、当府警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(7) 監察案件（2件）

首席監察官から、監察案件2件について報告があった。

3 警察本部長総括

警察本部長から、「週末にかけて、京都府下で相当の降雨の可能性がある。警備・交通を中心に気象情報等をしっかり把握した上で、遺漏のない対応を進めていく。」旨、報告があった。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

運転免許試験課交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、18件の行政処分を審議した。

5 個別決裁

(1) 人事案件について

警務部長から、人事案件について説明があり、審議の上、了承した。

(2) 犯罪被害者等給付金（障害）の支給裁定について

警務課犯罪被害者支援室長から、犯罪被害者等給付金（障害）の支給裁定に関する調査・検討について説明があり、審議の上、給付金の支給を裁定した。

(3) 特定抗争指定暴力団等（六代目山口組・絆會）の指定期限の延長見送りについて

捜査第四課主席調査官から、特定抗争指定暴力団等（六代目山口組・絆會）の指定期限の延長見送りについて説明があり、審議の上、指定期限の延長を見送ることを決定した。

(4) 公安委員会宛て苦情について（受理1件、意見要望1件、処理2件）

総務課公安委員会補佐室長及び同室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情申出に関して、受理1件、意見要望1件の報告があり、処理方針を決定した。また、公安委員会宛ての苦情申出2件について、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

6 個別報告

(1) 優良運転者の運転免許証交付請求控訴事件の勝訴について

監察官室訟務官から、京都府を被告とする優良運転者区分の運転免許証交付請求事件につき、本年8月28日、大阪高等裁判所が原告の控訴を棄却する判決を言い渡した旨、報告があった。

(2) ワークライフバランスと職場環境の抜本的改善（近管公連関係）

事務管理課調査官から、近畿管区内公安委員会連絡会議資料として、ワークライフバランスと職場環境の抜本的改善について報告があった。

(3) 採用戦略の高度化と多様性の確保（近管公連関係）

警務課採用調査官から、採用戦略の高度化と多様性の確保について報告があった。

(4) キャリア形成とモチベーションの維持（近管公連関係）

警務課人事第一担当補佐から、キャリア形成とモチベーションの維持について報告があった。

(5) 当面の行事予定等について

総務課長及び総務課公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。